

—よりよい広告景観の形成をめざして—



洲本市新都心周辺地区 広告景観モデル地区



“こころ豊かな兵庫”を
めざして

兵 庫 県

1 はじめに

屋外広告物は、商店や商品の情報を提供するなど、身近な情報手段として広く親しまれています。そして、地域の景観と調和した質の高い広告物は、まちのうるおいや、にぎわいの創出に大きな役割を果たしています。

兵庫県では、ゆとりとうるおいに満ちた「さわやかな県土」づくりを推進する観点から、屋外広告物条例を制定・運用し、地域の特性に応じた良好な広告景観の形成に取り組んでいます。

この取り組みの一つとして、よりよい広告景観の形成を先導的に推進する「広告景観モデル地区」制度を設け、このたび、洲本市新都心周辺地区を広告景観モデル地区として指定しました。

魅力あるまちづくりを進めるため、皆様のご協力をお願いします。

2 広告景観モデル地区とは

(1)広告景観モデル地区制度

良好な広告景観を形成し、快適で魅力ある地域環境を創造するためには、地域のまちづくりにかかわる人々が相互に協力して広告物のデザインや色彩などの質的向上を図ることが必要です。

このため、広告物と地域環境との調和を図ることが特に必要な地区を「広告景観モデル地区」として指定し、「広告景観形成基準」を定めるとともに、広告物の新設や改善に対する助成を行うことにより、良好な広告景観の形成に向けた地域の方々の取り組みを支援します。

(2)基準の遵守

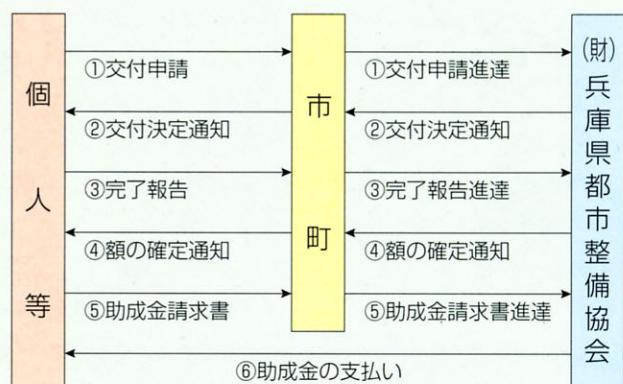
この地区に広告物を掲出する場合は、広告景観モデル地区基本方針及び広告景観形成基準に適合するよう努めましょう。

広告物を掲出する場合には、一部の適用除外広告物を除いて、あらかじめ許可の必要なものがあります。

(3)助成制度

兵庫県では、景観基金により、広告景観モデル地区において広告景観形成基準に適合した広告物の新設や改善に対して、一定の助成率、限度額の範囲で助成を実施しています。

- ① 助成率 事業費の1/4以内
- ② 助成限度額 250千円
- ③ 助成期間 指定後5年間



3 洲本市新都心周辺地区広告景観モデル地区の指定について

21世紀を目前に、淡路島では、明石海峡大橋や本四連絡道路の開通にともない、社会環境は大きく変化し、国内外から多くの人やモノ、情報が集まり交流が生まれようとしています。

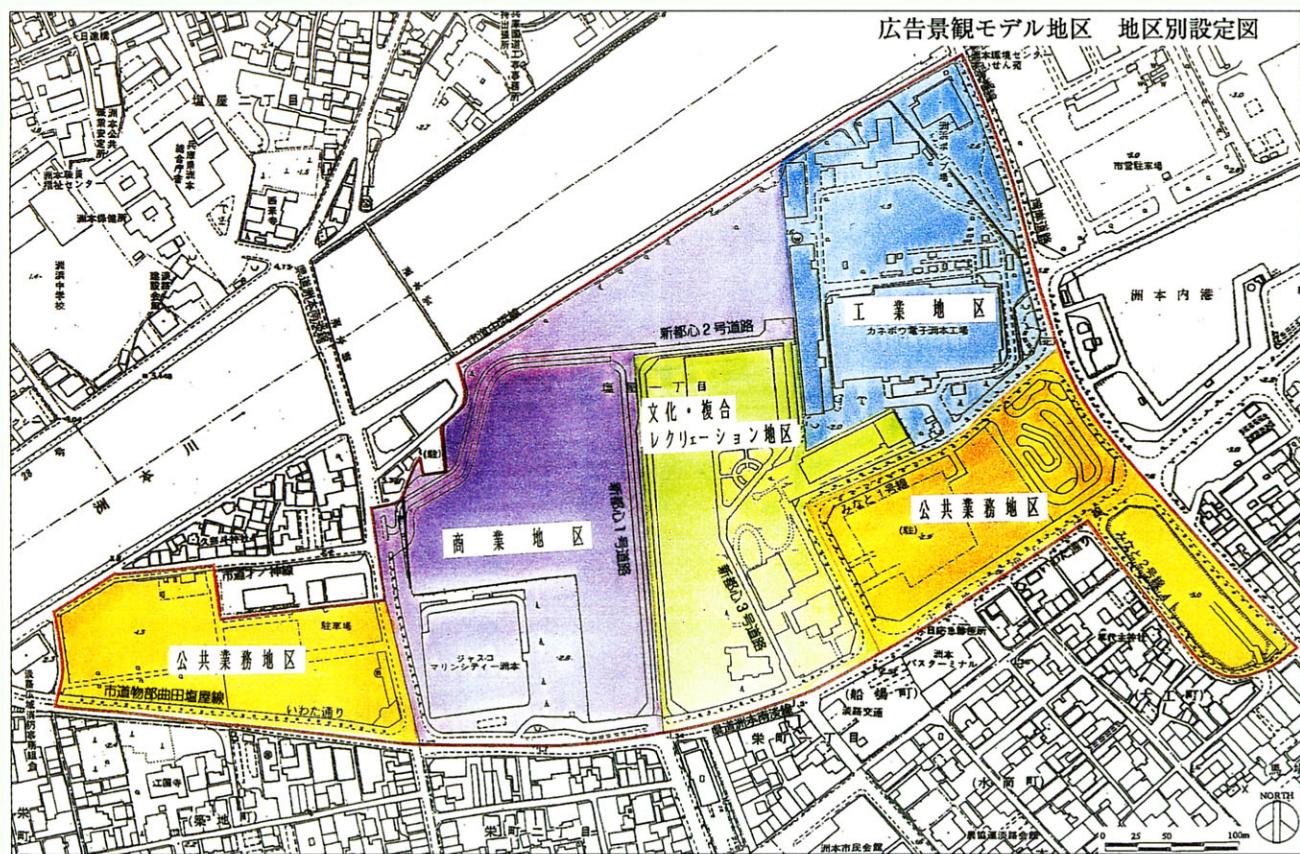
また、2000年にはジャパンフローラの開催等が予定されており、「世界にひらかれた公園島」にふさわしいまちづくりが進められています。

洲本市の中心市街地周辺の地区は、洲本市の新しい顔、新しい都心として、「洲本市新都心ゾーン整備構想」が策定され、都市基盤や公共施設等の整備など、計画的なまちづくりが予定されています。

この地区では、現在、紡績工場の一部を再利用した施設整備を行うなど、個性あるまちづくりが進められており、今後、公共施設等が集積するシンボル的なゾーンとして、さらに整備が進められる予定となっています。

このため、洲本市新都心周辺においては、周囲の自然環境や歴史的資源を生かしつつ、新たに形成されていくまち並みにふさわしい広告景観の誘導と、さらに魅力ある景観の形成を図ります。

洲本市新都心周辺地区広告景観モデル地区の指定の区域



洲本市新都心周辺地区広告景観モデル地区基本方針

洲本市新都心周辺地区は、地域の基幹産業として栄えてきた紡績工場や社宅等の跡地、港湾の埋め立て地であり、近年策定された「洲本市新都心ゾーン整備構想」に沿って、緑あふれるにぎわい空間やウォーターフロントづくりなど、新しい都心として個性あるまちづくりが進められている地区である。

現在、歴史的な面影を残すレンガ倉庫を再利用した美術館や、商業施設等が順次整備されつつあり、将来は公共施設等の集積するシンボル的なゾーンとなる予定であり、洲本市の新しい顔として魅力ある景観形成が期待されている。

本地区は、東に大阪湾、南に三熊山、北は洲本川等に囲まれ、豊かな自然景観が眺望されるほか、地域の近代化に貢献してきた紡績工場等の歴史的な遺産が残存しており、これらを生かしながら新たに形成されていくまち並みにふさわしい広告景観形成の推進を図る。

第1 広告物等と地域環境との調和に関する基本構想

1 淡路の新都心としてふさわしい風格ある広告景観

本地区は、新都心構想により、淡路を代表する公共・業務・商業的施設等の集積が予想され、21世紀の淡路の中核となる都心にふさわしい景観形成が期待される。淡路の新しい都心として落ち着きと風格ある広告景観づくりをめざす。

2 海に接した都心ゾーンとして、広がりある景観と調和した広告景観

本地区は、洲本港に隣接しており、広がりある海と空を背景とした豊かな景観形成が期待される。新しいウォーターフロントのイメージにふさわしい質の高い景観づくりとともに、眺望豊かな景観を重視した広告景観づくりをめざす。

3 先進的で親しみやすい広告景観

本地区は、地区全体が新たに生まれ変わろうとしている地区であり、そのまちづくりにおいては、人々が集い交流を図り、にぎわいを生み出し、その中に新しい価値を見いだす場の形成が期待されている。新たな整備地区として先進的なイメージでの景観づくりとともに、多くの市民や来街者の交流の場として、親しみやすくうるおいを感じられる広告景観づくりをめざす。

4 地域の自然的、歴史的個性に新たな魅力を付加する広告景観

地区内には港の景観、河川景観、明治・大正期のレンガ建造物等、また地区内からは周辺の洲本城や緑豊かな小高い丘陵景観への眺望等、景観のポイントとなるところを数多く有している。これら現況の景観資源に加え、緑豊かな地域環境の形成に関する条例の計画整備地区の認定等によって今後一層地域の個性が形成され、洲本の新しい顔となっていくことが予想される。それらの個性を生かし、より魅力を増すような広告景観づくりをめざす。

第2 地域環境との調和を図るための広告物等の表示または設置の方法に関する基本的事項

1 歴史的資源を生かした広告デザイン

本地区の景観的な特徴であり、市民にとってもなじみの深いレンガ建造物を、歴史的資源として広告景観にも積極的に活用していく。また、レンガ建造物等建物と調和した広告物を掲出していくのはもちろんのこと、周辺の広告物もそれらを意識した広告景観づくりを積極的に行っていく。

2 まちかどを演出するハイセンスな広告デザイン

人々が集い、交流を図る場の創造をめざす地区であるため、不特定多数の人々を適切に施設に誘導していけるよう、対象者や目的に合った分かりやすい公共サインを積極的に整備していく。本地区は市の新都心となっていく地区であるため、デザイン面にも十分配慮したしゃれた公共サインの掲出をめざす。また、建植広告についても、地域景観に調和し、圧迫感のない立体的な造形とする等、新都心地区を形成する一つの要素となるハイセンスな建植広告を設置し、まちかどの演出、地区の個性づくりを積極的に行っていく。

3 新しいまち並みに調和したコンパクトで効果的な広告物の掲出

本地区では、公共的な施設などが新しく整備されていく予定であり、新しく創造される地区にふさわしい先進的なデザインの広告物の掲出をめざしていく。また、歩行者の視点に重点を置いた控えめで効果的な広告物のデザインとすることによって、ヒューマンスケールな広告物を掲出していく。

4 広がりある景観を保全する眺望に配慮した広告物の掲出

本地区は開けた景観を有し、自然的景観への良好な眺望を確保できる地区である。このすばらしい眺望を、本地区的景観的な特性として、次世代にも残していくよう心がけるべきである。眺望を阻害する要素となりやすい屋上広告の掲出は、形状や色彩について制限することにより広がりある景観を保全していく。また、景観から突出した存在になりやすい建植広告についても、高さの制限を設けることにより、周辺の環境から突出した存在にならないよう配慮する。

洲本市新都心周辺地区広告景観形成基準

I 共通の方針

- (1) コンパクトな広告物を効果的に掲出するよう、掲出方法・位置について十分配慮する。特に歩行者の視点に重点を置き、高層部への掲出を控える。
 - (2) 広告物のデザインは、まち並みや建物と調和したものとする。
 - (3) 地区のシンボル性を表現するため、壁面広告、突出広告、建植広告等には、照明を付設するなど、夜間景観の演出に配慮する。
- ただし、過度な照明によって、地区環境に支障を及ぼさないよう留意しなければならない。

II 地区別基準

広 告 景 観 形 成 基 準					
商 業 地 区			文化・複合レクリエーション地区		
壁面広告		<p>屋上広告</p> <ul style="list-style-type: none"> 背景の広がりある眺望を遮らないため、塔状の広告物は禁止とする。 地色は壁面と同程度の明度・彩度または低彩度・高明度の薄く淡い色調とする。 			
		壁面利用	壁面上部	・道路に面した側に施設名称を箱文字で掲出する。	
			2階以下	<ul style="list-style-type: none"> 1個当たり1平方メートル以下とする。 1建物は規格をそろえる。 	
			テント利用	・施設名称を表示するもののみとする。	
			広告幕	・イベント時ののみの掲出とし、終了後は速やかに撤去する。	
		窓面利用	窓面利用	・窓面積の4分の1以下とする。	
			突出広告	<ul style="list-style-type: none"> 原則として1階部分のみの掲出とする。 1個当たり1平方メートル以下とする。 1建物は規格をそろえる。 	
				<ul style="list-style-type: none"> 原則として2階以下の部分のみの掲出とする。 1個当たり2平方メートル以下とし、1建物は規格をそろえる。 	
				<ul style="list-style-type: none"> 施設の入り口に設置するものは、地域景観に調和し、圧迫感のない立体的な造形のものとする。 高さ5メートル以下とする。 	
建植広告			建植広告	<ul style="list-style-type: none"> 施設の入り口に設置するものは、地域景観に調和し、圧迫感のない立体的な造形のものとする。 高さ5メートル以下とする。 	
				<ul style="list-style-type: none"> 施設の入り口に設置するものは、地域景観に調和し、圧迫感のない立体的な造形のものとする。 高さ5メートル以下とする。 	
垣塀利用		のぼり・旗	垣塀利用	<ul style="list-style-type: none"> 施設に関する案内・誘導及び名称を示すもののみとする。 垣塀と調和したデザインとする。 	
				<ul style="list-style-type: none"> イベント時ののみの掲出とし、終了後は速やかに撤去する。 	
のぼり・旗		置看板	のぼり・旗	<ul style="list-style-type: none"> イベント時ののみの掲出とし、終了後は速やかに撤去する。 	
				<ul style="list-style-type: none"> 1個当たり2平方メートル以下とする。 高さ1.5メートル以下とする。 歩行者の妨げにならないよう注意する。 	
公共・業務地区			工 業 地 区		
壁面広告		<p>屋上広告</p> <ul style="list-style-type: none"> 背景の広がりある眺望を遮らないため、原則として掲出しない。 			
		壁面利用	壁面上部	・道路に面した側に施設名称を箱文字で掲出する。	
			2階以下	<ul style="list-style-type: none"> 1個当たり1平方メートル以下とする。 1壁面に1個以下とする。 	
			テント利用	・原則として掲出しない。	
			広告幕	・イベント時ののみの掲出とし、終了後は速やかに撤去する。	
		窓面利用	窓面利用	・原則として掲出しない。	
			突出広告	<ul style="list-style-type: none"> 原則として1階部分のみの掲出とする。 1個当たり1平方メートル以下とする。 1建物は規格をそろえる。 	
				<ul style="list-style-type: none"> 原則として1階部分のみの掲出とする。 1個当たり1平方メートル以下とする。 1建物は規格をそろえる。 	
				<ul style="list-style-type: none"> 施設の入り口に設置するものは、地域景観に調和し、圧迫感のない立体的な造形のものとする。 高さ5メートル以下とする。 	
建植広告		建植広告	垣塀利用	<ul style="list-style-type: none"> 施設の入り口に設置するものは、地域景観に調和し、圧迫感のない立体的な造形のものとする。 高さ5メートル以下とする。 	
				<ul style="list-style-type: none"> 施設に関する案内・誘導及び名称を示すもののみとする。 垣塀と調和したデザインとする。 	
垣塀利用		のぼり・旗	のぼり・旗	<ul style="list-style-type: none"> イベント時ののみの掲出とし、終了後は速やかに撤去する。 	
				<ul style="list-style-type: none"> 1個当たり2平方メートル以下とする。 高さ1.5メートル以下とする。 歩行者の妨げにならないよう注意する。 	
のぼり・旗		置看板	のぼり・旗	<ul style="list-style-type: none"> イベント時ののみの掲出とし、終了後は速やかに撤去する。 	
				<ul style="list-style-type: none"> 1個当たり2平方メートル以下とする。 高さ1.5メートル以下とする。 歩行者の妨げにならないよう注意する。 	
置看板		置看板	置看板	<ul style="list-style-type: none"> 1個当たり2平方メートル以下とする。 高さ1.5メートル以下とする。 歩行者の妨げにならないよう注意する。 	

広告景観形成基準に基づく屋外広告物事例

屋上広告

- 背景の広がりある眺望を遮らないため、塔状の広告物は禁止とする。(商)
- 地色は壁面と同程度の明度・彩度、または低彩度・高明度の薄く淡い色調とする。(商)
- 商業地区以外は、原則として掲出しない。



壁面広告

- 〈壁面利用〉
- 壁面上部 道路に面した側に施設名称を箱文字で掲出する。
 - 2階以下 1個あたり1平方メートル以下とする。
1建物は規格をそろえる。(商・文)
 - 1壁面につき1個以下とする。(公・工)



〈テント利用〉

- 施設名称のみとする。
(商・文)
- 原則として掲出しない。
(公・工)

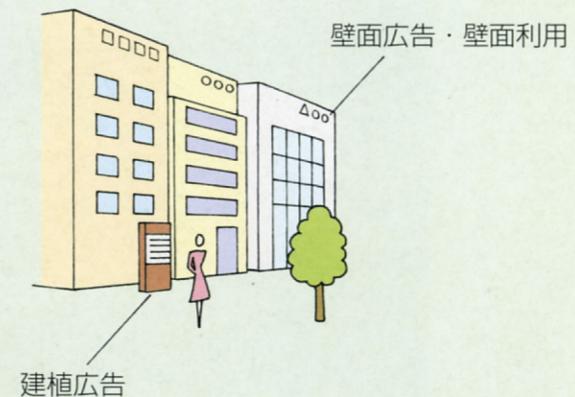


〈広告幕〉

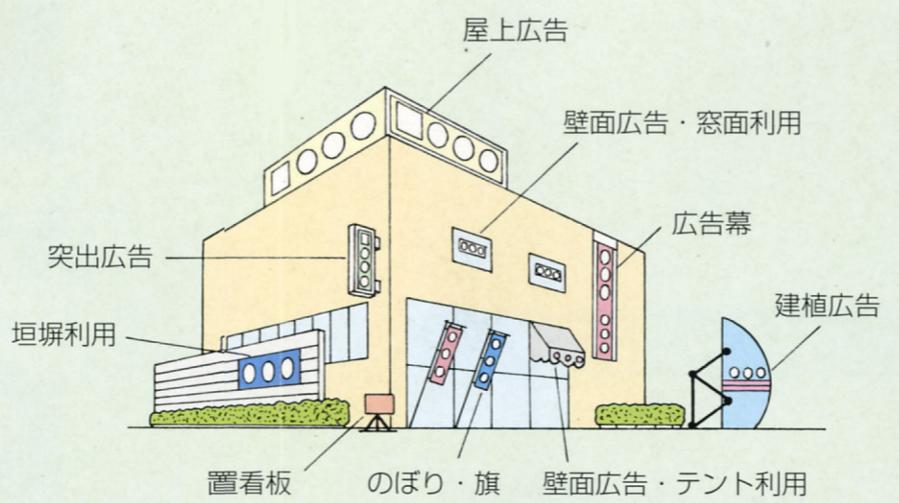
- イベント時のみの掲出とする。
- イベント終了後は速やかに撤去する。

〈窓面利用〉

- 窓面積の4分の1以下とする。(商・文)
- 原則として掲出しない。(公・工)



商—商業地区
文—文化・複合レクリエーション地区
公—公共・業務地区
工—工業地区



突出広告

- 原則として2階以下の部分のみの掲出とする。(商)
- 1個あたり2平方メートル以下とする。(商)
- 原則として1階部分のみの掲出とする。(文・公)
- 1個あたり1平方メートル以下とする。(文・公)
- 1建物は規格をそろえる。(商・文・公)
- 原則として掲出しない。(工)



建植広告

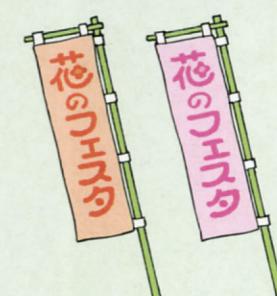


- 施設の入り口に設置するものは、地域景観に調和し、圧迫感のない立体的な造形のものとする。
- 高さ5メートル以下とする。



垣塀利用

- 施設に関する案内・誘導及び名称のみとする。
- 垣塀と調和したデザインとする。



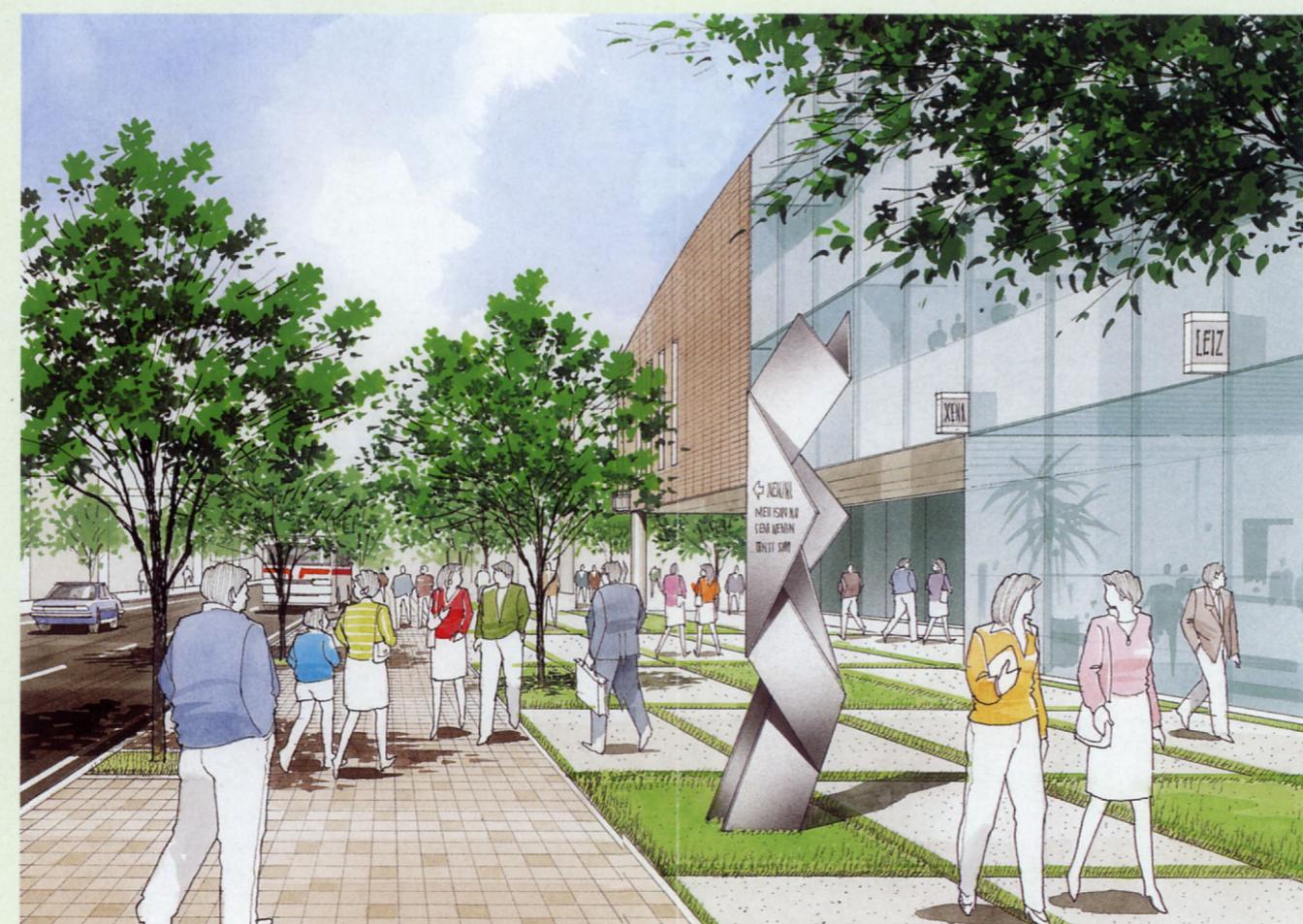
のぼり・旗

- イベント時のみの掲出とする。
- イベント終了後は速やかに撤去する。



置看板

- 1個あたり2平方メートル以下とする。
- 高さ1.5メートル以下とする。
- 歩行者の妨げにならないよう注意する。





問い合わせ先

兵庫県まちづくり部都市計画課

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
電話 (078) 341-7711 (代表)
内線 4660・4661

洲本市都市整備部管理課

洲本市本町3丁目4番10号
電話 (0799) 22-3321 (代表)
内線 340